

議第152号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和元年5月16日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		1,187,891円
事故の概要	種別	樹木の枝折れによる衝突事故
	発生年月日	平成30年6月10日
	被害者	
	損害の程度	外傷性頸部症候群 <sup>けい</sup> 、腰部挫傷、腰椎すべり症、両肩関節挫傷及び両膝関節挫傷並びに自動車の前部及び左側面部の破損 <sup>しつ</sup>
債権者	東京都千代田区平河町二丁目7番9号JA共済ビル 全国共済農業協同組合連合会	

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。